

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	産業廃棄物処理業務の提供を受ける事業者の承認		
根拠例規及び条項	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)第10条第1項		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5規則第30号)第10条	
	基 準	<p>一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認められるとして、条例施行規則第10条に定める場合は、承認しない。</p> <p>○条例施行規則第10条</p> <p>1 (1) 年間50トン以上の産業廃棄物を排出する事業者が、第8条第1項に規定する承認の申請をしたとき。ただし、年間50トン以上の産業廃棄物を排出する事業者であっても、排出する産業廃棄物の一部を資源としてリサイクルしている場合であって、当該リサイクルしている産業廃棄物を除いた産業廃棄物の排出量が年間50トン未満であり、かつ、市の処理施設への搬入量の削減計画書を第8条第1項に規定する申請書に添付した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) その他市長が不相当と判断したとき。</p> <p>2 前項第1号ただし書の規定により承認を受けた事業者が次年度以降において第8条第1項に規定する承認の申請をしたときは、市長は、削減計画書に基づき搬入量の減少が認められない場合は、条例第10条第2項に規定する支障を来すおそれがあると認められるときとして、承認をしないものとする。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3~5日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 3~5日</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			